

玉野市立荘内小学校保護者と教師の会（略称荘内小PTA）会則

第一章 名 称 及 び 事 務 局

第1条 この会は、玉野市立荘内小学校保護者と教師の会（略称荘内小PTA）といい、事務局を荘内小学校に置く。

第二章 目 的 及 び 活 動 方 針

第2条 この会は、保護者と教師が協力して家庭と学校と社会において、児童の幸せで健全な育成を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動方針を定める。

- 1 よい保護者、よい教師となるよう、会員相互の親睦と研修に努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連携によって、児童の健全な育成につとめる。
- 3 児童の生活及び教育環境を整える。
- 4 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- 5 その他、この会の目的達成に必要な事業を行う。

第4条 この会は、目的を達成するために下記を置く。

- 1 地区代表者
 - ・地区代表者は、地区ごとに必要人数を選出する。
- 2 荘内小サポーター

第三章 会 員 及 び 経 理

第5条 この会は、荘内小学校児童の保護者並びに、本校教職員の有志を会員とする。

第6条 この会の経費は、会費・寄付金等で支弁する。

第7条 会員は、児童1人あたり一律の会費を拠出する。

第8条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第四章 執 行 部 の 任 期

第9条 この会には、次の担当を置き、それを執行部と称し、任期は一カ年とする。（但し、再任してもよい）

- 1 執行部は、学校等諸団体との窓口業務、会の運営、会議における司会本会の事務、会計、会計監査などについて分担して行う。
- 2 玉野市PTA連合会における文化事業・体育事業・補導事業について、必要に応じて協力する。

第10条 校長はすべての会合について意見を述べることができる。

第五章 執 行 部 の 選 出

第11条 新年度執行部は、前年度執行部において選出し、総会の承認を得る。

第六章 執 行 部 の 職 務

第12条 執行部員の職務は次のとおりとする。

- 1 PTA窓口担当（1～2名）… 玉野市PTA連合会や学校との窓口を担当する。
(事務局の担当は副校長或いは教頭とする。)
- 2 PTA研修担当（1～2名）… 校内外の研修・委員会に関する仕事を担当する。

(PTA窓口担当に事情がある際には代理し会議の際の記録を担当する。)

3 PTA会計担当 (2名) …PTA諸会計の監査を行う。(事務局の担当は教頭とする。)

第七章 会 議

第13条 この会の主な会合は次のとおりとする。

- 1 定期総会 全会員で構成され、最高の決議機関である。
 - ・年1回開き、決算の承認・予算の審議・役員の承認・事業報告・計画等を行う。
 - ・議事は、出席会員の過半数の同意で決する。
- 2 役 員 会は必要に応じて開催する。

第八章 附 則

第14条 この会の運営に関し、必要な細則は、執行部の決議を経て定めることができる。細則を改廃した場合は、総会で報告しなければならない。

第15条 この会則は、執行部会及び総会において、出席者の過半数以上の賛成がなければ改正することができない。

第16条 この会則は、令和6年4月15日より改訂・実施する。

庄内小学校 P T A 細 則 (R 6 . 4 . 1 5 改訂)

第 1 条 会費は、児童 1 人あたり 5 0 円／月とする。

第 2 条 会則第 4 条の主な活動内容は、下記を参考にする。

- 1 地区代表者…通学班・通学路等について、学校との連絡・相談にあたる。

次年度の各地区の班編制を行う。

- 2 庄内小サポーター…会則第 3 条に則り、必要に応じて活動する。

第 3 条 表彰規定は別に定める。

